

～国民健康保険税の税率を改正します～

現在、国民健康保険料（税）は市町村ごとに算定されており、各市町村によって保険料（税）に差が生じています。北海道では、全道どこに住んでいても同じ所得、世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう、令和12年度までに保険料率の統一を目指しています。

しかし、急激に税率を上げることは避けなければならないため、まずは、令和12年度までの段階的な引き上げとし、賦課方式の統一、保険料水準の統一を目指します。

本村の令和8年度国民健康保険税は次のとおりとなりますので、お知らせします。

＜令和8年度国民健康保険税率の改正内容＞

区分		改正前	改正後	増減
医療給付費分	所得割率	7.10%	7.41%	+0.31%
	資産割率	20.00%	10.00%	-10.00%
	均等割額	25,000円	25,000円	—
	平等割額	27,000円	27,000円	—
	課税限度額	660,000円	670,000円	+10,000円
支援金等分 後期高齢者	所得割率	2.72%	2.72%	—
	資産割率	—	—	—
	均等割額	7,500円	7,500円	—
	平等割額	16,000円	16,000円	—
	課税限度額	260,000円	260,000円	—
(40歳～64歳) 介護納付金分	所得割率	2.49%	2.49%	—
	資産割率	—	—	—
	均等割額	8,700円	8,700円	—
	平等割額	11,000円	11,000円	—
	課税限度額	170,000円	170,000円	—
支援納付金分 子ども・子育て 【新設】	所得割率	—	0.29%	+0.29%
	資産割率	—	—	—
	均等割額	—	1,000円	+1,000円
	均等割額(18歳以上)	—	100円	+100円
	平等割額	—	1,000円	+1,000円
	課税限度額	—	30,000円	+30,000円

※課税限度額の改正は地方税法の改正に伴うものです。

＜未就学児 均等割軽減について＞ 未就学児分の均等割軽減(令和8年度税額ベース)

均等割額の軽減	区分	均等割額	
		軽減前	軽減後
軽減なし	医療分	25,000円	12,500円
	後期分	7,500円	3,750円
2割軽減	医療分	20,000円	10,000円
	後期分	6,000円	3,000円
5割軽減	医療分	12,500円	6,250円
	後期分	3,750円	1,875円
7割軽減	医療分	7,500円	3,750円
	後期分	2,250円	1,125円

令和4年4月より、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険に加入している全世帯の未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である)を対象に、保険料均等割額の5割が軽減されます。

※所得の基準による軽減措置が該当する場合は、軽減措置後の均等割の5割が軽減されます。

※介護分は40歳から65歳未満までの方が対象となり、未就学児は対象外です。

＜子ども・子育て支援金制度の開始について＞

「子ども・子育て支援金制度」とは、全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出していただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

令和8年度から国民健康保険税に「子ども・子育て支援納付金」が加算されます。

この支援金は、児童手当の拡充、育児時短就業給付、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、育児期間中の国民年金保険料減免等に活用されます。

令和8年度の納税通知書は、6月下旬に発送いたします。

お問い合わせ先～鶴居村役場住民生活課保険年金係 TEL 0154-64-2113